

## 第16回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月27日（月）午後4時00分から午後4時40分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番 秋吉稔之
会長職務代理者	1番 青山真士
	2番 菊田実
	3番 湯浅浩道
	4番 滝本弘
	5番 狩野菊恵
	6番 森本茂
	7番 山田裕一
	8番 高野秀則
	9番 佐々木章史
	10番 岸本辰彦
	11番 泉和浩
	12番 佐々木靖
	13番 古熊健一
	14番 目黒一雄
	15番 石田秀人

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	栗谷雄介
事務局主幹	浦島卓
係長	吉田浩子
主任	作山温史

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
 日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による  
     買入協議の要請について  
 日程第11 議案第6号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査結果  
     について  
 日程第12 議案第7号 土地の現況証明願いについて  
 日程第13 議案第8号 当別農業振興地域整備計画の変更について

## 7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第16回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、15番 石田委員、1番 青山委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について、事務局より報告をお願いします。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 9月7日、当別町長から令和3年度北海道指導農業士及び北海道農業士の推薦に係る賛同について依頼があり、北海道指導農業士として西町の木屋路尚史さん、中小屋の岩中和則さんの2名、北海道農業士として弁華別の齊藤義也さんの推薦について、9月10日付けで秋吉会長より賛同の報告をしております。 9月10日、当別レクサンド都市交流協会の幹事会が新型コロナウィルス感染症拡大防止のため書面開催されております。 9月13日（月）農地転用審査特別委員会を開催しております、以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。今回、届出がありましたのは、番号1番2番の2件です。これら2件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号について承認することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。今回、通知がありましたのは、番号1番から3番の3件です。これら3件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第2号について承認することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番2番の2件です。番号1番は、経営規模拡大のため、賃貸借権を設定しようとするもので

	<p>す。番号2番は、経営規模拡大のため、所有権を移転しようとするものです。これら2件については、議案資料の議案第1号関係「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番の申請人は、農家住宅を建築するため、農地転用の許可を得ようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、申請地は農業振興地域の農用地区域内の農地で、現在除外の手続きを行っております。 農用地区域内の転用は、原則不許可ですが、農地法第4条第6項に規定される不許可の例外に該当するものと考えます。 なお、今回の案件については、転用面積が3,000m<sup>2</sup>未満であるため、北海道農業会議の意見聴取は不要であり、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。 議案資料の議案第2号関係「農地法第4条調査書」を配布しておりますのでご高覧ください。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番2番の2件です。</p> <p>番号1番については、借主が申請地に農業用倉庫を建築し、駐車場を造成するため、農地転用の許可を得ようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地と判断されます。</p> <p>農用地区域内農地の転用は、原則不許可ですが、農業用施設の設置の場合は、農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第2号イ「農業用施設」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。</p> <p>なお、本件については転用の目的が農業用施設の建築であり、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。</p> <p>番号2番については、借主が貸主から当該地を借り受け、営農型発電設備の設置を行うため、一時転用しようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地と判断されます。</p> <p>農用地区域内農地の転用は、原則不許可ですが、営農型発電設備の設置の場合は、農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第1号「一時転用」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。</p> <p>なお、この後、令和3年10月に北海道農業会議への意見を伺い、当委員会の意見と一致した場合には、その回答の日をもって許可します。直近の総会で報告させていただきます。</p> <p>また、議案資料の議案第3号関係「農地法第5条調査書」を配布しておりますので、ご高覧ください。</p>
議長	説明が終わりましたが、番号2番の案件は、先に第2回農地転用審査特別委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。
岸本委員長	第2回農地転用審査特別委員会の開催結果について、ご報告申し上げます。開催の内容につきましては、本日お手元に配布しました報告書にまとめておりますのでご高覧ください。事務局からの申請内

	<p>容の説明、申請者からの転用事業の説明ののち現地調査を行いました、内容を審査した結果、農地法第5条の規定による許可申請については適当であると意見を集約いたしましたので報告いたします。</p> <p>今後、本件につきましては農地転用審査特別委員会での現地調査により確認を行ってまいります。</p>
議長	<p>説明及び委員会報告が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番2番の2件、賃貸借の利用権を設定するものが番号3番から6番の4件となっています。これら6件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>休憩</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第10、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」ご説明します。今回、斡旋の申出がありましたのは、番号1番の1件です。農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第5号について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり要請することに決定しました。
議長	日程第11、議案第6号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査結果について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査結果について」ご説明します。農地法第30条第1項の規定による利用状況調査、農地パトロールにつきましては、今年度は町内全域を4地区に分け4班編成で調査を実施しましたが、9月15日に当別ダム以北の案件2筆を追加で調査しまして、合計82筆の判定を行いました。 調査の結果、これらの82筆のうち24筆、面積合計96,373m <sup>2</sup> を非農地と判定しております。 調査地の位置図、現況写真及び農地パトロール実施結果につきましては、議案第6号資料をご高覧ください。

議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第12 議案第7号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号1番2番の2件です。 番号1番は、北海道電力ネットワーク株式会社から今年4月15日に提出されており、高圧電線鉄塔下の現況証明願いで個所数も多いことから5月から9月までの間で4日実施しております。議案書では3ページに渡り記載されておりますが、5月17日、6月15日、7月15日、9月15日、それぞれの調査委員と事務局と共に現地調査を行いました。土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用の調整が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 番号2番は、目黒委員、秋吉委員、高野委員が事務局と共に現地調査を行いました。調査した土地の面積は合計で36.4ヘクタールと大きな面積であり、また、現地まで道路や橋の状態は狭い悪路で車の進入ができないことから、町のエネルギー推進室の協力を得てドローンによる現地確認を行っております。土地の現況は、当別ダム以北青山地区の丘陵農地で長年耕作されておらず、再生利用の調整が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の議案第7号関係をご高覧ください。
議長	休憩します。  休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第7号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第13、議案第8号「当別農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第8号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。当別農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、町から本委員会の意見を求められているものです。 今回の計画変更は、議案第2号で許可いただいた案件で、農用地区域である農地の内、2筆合計796.82m <sup>2</sup> を農家住宅の用地として農用地区域から除外するもので、農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。 申請地の位置図につきましては、議案資料の議案第8号関係をご高覧ください。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第8号について、異存ない旨回答することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第8号は、異存ない旨回答することに決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第16回当別町農業委員会総会を閉会します。